

○松茂町地域生活支援事業実施要綱

平成25年4月1日

要綱第18号

改正 平成28年3月25日要綱第7号

松茂町地域生活支援事業実施要綱（平成21年要綱第29号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 理解促進研修・啓発事業（第3条・第4条）
- 第3章 自発的活動支援事業（第5条—第9条）
- 第4章 相談支援事業（第10条—第12条）
- 第5章 成年後見制度利用支援事業（第13条・第14条）
- 第6章 成年後見制度法人後見支援事業（第15条—第17条）
- 第7章 意思疎通支援事業（第18条—第23条）
- 第8章 日常生活用具給付等事業（第24条—第33条）
- 第9章 手話奉仕員養成研修事業（第34条—第37条）
- 第10章 移動支援事業（第38条—第55条）
- 第11章 地域活動支援センター機能強化事業（第56条—第58条）
- 第12章 福祉ホーム運営（第59条—第61条）
- 第13章 訪問入浴サービス（第62条—第77条）
- 第14章 生活訓練等（第78条）
- 第15章 福祉機器リサイクル（第79条）
- 第16章 日中一時支援（第80条—第96条）
- 第17章 レクリエーション活動等支援（第97条・第98条）
- 第18章 文化芸術活動振興（第99条）
- 第19章 点字・声の広報発行（第100条）
- 第20章 奉仕員養成研修（第101条）
- 第21章 自動車運転免許取得費助成（第102条—第108条）

第22章 自動車改造費助成（第109条—第118条）

第23章 成年後見制度普及啓発（第119条・第120条）

第24章 障害程度区分認定等事務（第121条・第122条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第4条第1項に規定する障害者及び同条第2項に規定する障害児（以下「障害者等」という。）が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう利用者の状況に応じた事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず、国民が相互に人格と個性を尊重し安心して地域で暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（事業内容）

第2条 町長は、法第77条第1項の規定による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 理解促進研修・啓発事業
- (2) 自発的活動支援事業
- (3) 相談支援事業
- (4) 成年後見制度利用支援事業
- (5) 成年後見制度法人後見支援事業
- (6) 意思疎通支援事業
- (7) 日常生活用具給付事業
- (8) 手話奉仕員養成研修事業
- (9) 移動支援事業
- (10) 地域活動支援センター機能強化事業

- 2 町長は、法第77条第3項の規定による地域生活支援事業として前項に掲げる事業のほか、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むため、町長の判断により次に掲げる必要な事業を行うものとする。

日常生活支援

- (1) 福祉ホーム運営
- (2) 訪問入浴サービス
- (3) 生活訓練等
- (4) 福祉機器リサイクル
- (5) 日中一時支援

社会参加支援

- (1) レクリエーション活動等支援
- (2) 文化芸術活動振興
- (3) 点字・声の広報発行
- (4) 奉仕員養成研修
- (5) 自動車運転免許取得費助成
- (6) 自動車改造費助成

権利擁護支援

- (1) 成年後見制度普及啓発

- 3 町長は、前項に掲げる事業の全部若しくは一部を団体等に委託し、又は社会福祉法人等が行う事業に対して補助することができるものとする。

- 4 町長は、障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害程度区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図るものとする。

第2章 理解促進研修・啓発事業

(目的)

第3条 理解促進研修・啓発事業は、障害者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害者等の理解を深めるため研修及び啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会

の実現を図ることを目的とする。

(事業内容)

第4条 町長は、地域社会の住民に対して障害者等に対する理解を深めるための研修及び啓発事業を実施する。その際、特定の住民だけでなく、多くの住民が事業に関心を持つように努めることとする。

2 理解促進研修・啓発事業の実施に当たり、次のいずれかの形式による方法で事業を実施することとする。

(1) 教室等開催

障害特性（精神障害、発達障害、高次脳機能障害、視覚聴覚障害者、重症心身障害児、難病など）を分かりやすく解説するとともに、手話、介護等の実践、障害特性に対応した福祉用具等の使用等を通じ、障害者等の理解を深めるための教室等を開催する。

(2) 事業所訪問

地域住民が、障害福祉サービス事業所等へ直接訪問する機会を設け、職員又は当事者と交流し、障害者等に対して必要な配慮並びに知識及び理解を促す。

(3) イベント開催

有識者による講演会、障害者等と実際にふれあうイベント等、多くの住民が参加できるような形態により、障害者等に対する理解を深める。

(4) 広報活動

障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成等、障害者等に対する普及及び啓発を目的とした広報活動を実施する。

(5) その他形式

前各号の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により実施する。

第3章 自発的活動支援事業

(目的)

第5条 自発的活動支援事業は、障害者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ることを目的とする。

(事業内容)

第6条 自発的活動支援事業は、障害者等、その家族、地域住民等が自発的に行う活動に対し、松茂町補助金交付規則（昭和52年規則第4号）に基づき補助金を交付する事業とする。

(対象者)

第7条 自発的活動支援事業による支援を受けることができる者は、町内に住所を有する障害者等、その家族又は地域住民であって、町長が適当と認めたものとする。

(対象事業)

第8条 補助対象事業は、次のいずれかの形式による方法で実施するものとし、実施に当たっては特定の者のみが事業に携わるのではなく、多くの障害者等、その家族、地域住民等が事業に関わるよう努めることとする。

(1) ピアサポート

障害者等若しくはその家族が互いの悩みを共有すること又は情報交換のできる交流会活動を支援する。

(2) 災害対策

障害者等を含めた地域における災害対策活動を支援する。

(3) 孤立防止活動支援

地域で障害者が孤立することがないように見守り活動を支援する。

(4) 社会活動支援

障害者等が、仲間と話し合い、自分たちの権利及び自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援並びに障害者等に対する社会復帰活動を支援する。

(5) ボランティア活動支援

障害者等に対するボランティアの養成及び活動を支援する。

(6) その他形式支援

前各号の形式以外に、事業の目的を達成するために有効な形式により支援する。

(対象経費及び補助額)

第9条 補助対象経費は、真に前条の規定により実施された事業に要する経費のみとし、団体を維持するための管理費は含まないものとする。

2 補助額は、対象経費のうち予算の範囲内で町長が定める額とする。

第4章 相談支援事業

(目的)

第10条 相談支援事業は、障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(事業内容)

第11条 相談支援事業は、障害者等の社会復帰、自立及び社会参加促進のために当該障害者等に対して次に掲げる支援を行う事業とする。

- (1) 障害福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等）
- (2) 社会資源を活用するための支援（各種支援施設に関する助言・指導等）
- (3) 社会生活力を高めるための支援
- (4) ピアカウンセリング
- (5) 権利擁護のために必要な援助
- (6) 専門機関の紹介
- (7) 地域自立支援協議会の運営等

(利用者負担金)

第12条 相談支援事業は、無料とする。

第5章 成年後見制度利用支援事業

(目的)

第13条 成年後見制度利用支援事業は、障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

(事業内容)

第14条 成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度の利用に要する費用のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第65条の10の2に定める費用（成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬等）の全部又は一部を補助するものとする。なお、本事業の実施については松茂町成年後見人制度における町長の申立て等に関する要綱及び松茂町成年後見制度利用支援事業実施要綱による。

第6章 成年後見制度法人後見支援事業

(目的)

第15条 成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

(事業内容)

第16条 成年後見制度法人後見支援事業の事業内容は、次のとおりとし、その実施に当たっては、社会福祉協議会、NPO法人等適切な事業運営が確保できると認められる団体に委託することができるものとする。

(1) 法人後見実施のための研修

ア 研修対象者

法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等

イ 研修内容等

地域の実情に応じて、法人後見に要する運営体制、財源確保、障害者等の権利擁護、後見監督人との連携手法等、市民後見人の活用も含めた法人後見の業務を適正に行うために必要な知識、技能及び倫理が習得できる内容の研修カリキュラムを作成するものとする。

(2) 法人後見の活用を安定的に実施するための組織体制の構築

ア 法人後見の活用等のための実態把握

イ 法人後見推進のための検討会等の実施

(3) 法人後見の適正な活動のための支援

弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築

(4) その他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

(利用者負担金)

第17条 前条第1号に規定する研修の受講に係る教材費等については、受講者の負担とする。

第7章 意思疎通支援事業

(目的)

第18条 意思疎通支援事業は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意志疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意志疎通の円滑化を図ることを目的とする。

(定義)

第19条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 手話通訳者 次に掲げる者をいう。

ア 手話通訳士 手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年厚生労働省令第96号）に基づき実施手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者をいう。

イ 手話通訳者 都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者をいう。

(2) 要約筆記者 都道府県、政令指定都市及び中核市が実施する要約筆記者養成研修事業において要約筆記者として登録された者をいう。

(事業内容)

第20条 意思疎通支援事業は、手話通訳者及び要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業等を意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他者の意思疎通の支援を行う事業とする。

(対象者)

第21条 意思疎通支援事業による支援の対象者は、聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意志疎通を図ることに支障がある障害者等とする。

(利用者負担金)

第22条 営利事業を営む者が、営利事業に資するため行う行事等に意思疎通支援事業を利用する場合は、利用者負担金を徴収するものとする。ただし、障害者等の雇用増進等障害者等の福祉に資すると認められる場合は、この限りでない。

(遵守事項)

第23条 手話通訳者及び要約筆記者は、その活動を行うに当たっては、常に聴覚障害者等の人権を尊重し、誠意をもって活動するとともに活動上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第8章 日常生活用具給付等事業

(目的)

第24条 日常生活用具給付等事業は、障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(事業内容)

第25条 日常生活用具給付等事業は、日常生活上の便宜を図るため、障害者等に日常生活用具（以下この章において「用具」という。）の給付をするものとする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第26条 給付等の対象となる用具の種目及びその対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 給付の対象となる用具の種目 別表第1から別表第3までの種目欄に掲げる用具
 - (2) 給付等の対象となる用具及びその対象者 町内に住所を有する別表第1から別表第3までの対象者の欄に掲げる障害者等で、原則として在宅の障害者等
- 2 既に給付を受けている用具と同一の用具の再交付については、前回の給付日より別表第1から別表第3までの耐用年数欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として給付対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(給付の申請)

第27条 用具の給付を受けようとする対象者又はその保護者（以下この章において「申請者」という。）は、日常生活用具給付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(給付の決定)

第28条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、当該対象者の身体の状態、介護の状態、家庭の経済状況等を調査し、速やかに障害者等日常生活用具給付調査書（様式第2号）を作成するものとする。

- 2 町長は、内容を審査の上、用具の給付を行うことを決定した場合には日常生活用具給付決定通知書（様式第3号）及び日常生活用具給付券（様式第4号）を、その申請を却下することを決定した場合には却下決定通知書（様式第5号）を申請者に交付するものとする。
- 3 町長は、用具の給付等を決定した場合には、給付対象者に対して本制度の趣旨及び給付等の条件等を十分説明するものとする。
- 4 前項の規定による説明は、次条第1項に規定する業者が、当該給付対象者に用具を納品したときにするものとする。

（用具の給付）

第29条 町長は、用具の給付を行う場合には、用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に委託して行うものとする。

- 2 町長は、業者の選定に当たっては、低廉な価格で良質かつ適切な用具が確保できるよう諸条件を十分勘案の上決定するものとする。
- 3 点字図書の給付については、重度障害児・者点字図書給付事業実施要綱に定めるところによるものとする。
- 4 排泄管理支援用具においては、継続的な給付が必要なことから、年間の需要量を把握し、計画的な給付に努めるとともに、一括購入、共同購入又は競争入札等を活用することができる。

（費用の負担）

第30条 町長は、用具の給付を受けようとする対象者又はこれを扶養する者に対し、用具の購入に要する費用の一部を負担させることができる。この場合、負担させる費用について用具を給付する業者に対し直接支払わせることができる。

- 2 用具を給付した業者が町長に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを扶養する者が負担する額を控除した額とする。
- 3 用具の給付の対象者又はこれを扶養する者が業者から用具の給付を受ける

場合及び前項の規定による費用の請求は、給付券を添付して行うものとする。

- 4 点字図書の給付による費用の負担については、重度障害児・者点字図書給付事業実施要綱によるものとする。

(用具の管理)

第31条 用具の給付を受けた者は、用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 前項の規定に違反した場合には、町長は、当該給付に要した費用の全部又は一部を返還させることができる。

(排泄管理支援用具の特例)

第32条 町長は、重度障害者等の申請の手続の利便を考慮し、排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

- (1) 暦月を単位として2か月ごとに給付券1枚を交付すること。
- (2) 別に定める基準額の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具に相当する額の2倍(2か月分)の額を給付券1枚に記載して交付すること。
- (3) 給付券は、申請1回につき3枚(半年分)まで一括交付すること。
- (4) 第30条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第33条 町長は、用具の給付の状況を明確にするため、障害者等日常生活用具給付台帳を整備しておかなければならない。

第9章 手話奉仕員養成研修事業

(目的)

第34条 手話奉仕員養成研修事業は、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(事業内容)

第35条 手話奉仕員養成研修事業は、聴覚障害者との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修を行う事業とする。

(対象者)

第36条 手話奉仕員養成研修事業による支援の対象者は、町長が適当と認めた者とする。

(その他)

第37条 手話奉仕員養成研修事業の実施は、平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保険福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施する。

- 2 町長は、養成講習を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得た上で手話奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付することとする。なお、登録した手話奉仕員が活動できなくなったと認めた時は、証票を返還させ、登録を抹消することとする。

第10章 移動支援事業

(目的)

第38条 移動支援事業は、屋外での移動に困難な障害者等について、外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促し、生活圏の拡大を図ること（以下この章において「移動支援」という。）を目的とする。

(実施方法)

第39条 移動支援事業の実施は、次に掲げる形態の中から、地域の特性、個々の利用者の状況又はニーズに応じ、実施するものとする。なお、車両移送型については、板野郡5町において共同で委託により実施し、その方法は別にこれを定める。

- (1) 個別支援型 個別支援が必要な者に対する支援
- (2) 車両移送型

ア 車両の巡回による送迎支援

イ 公共施設、駅、福祉センター等障害者等の利便を考慮し、経路を定めた運行、各種行事の参加のための運行等、必要に応じて支援

(対象者)

第40条 移動支援の対象者は、障害者等であつて、町長が外出時に支援が必要と認めた次のものとする。ただし、重度訪問介護、行動援護及び同行援護受給者を除く。

(1) 屋外での移動に著しい制限のある視覚障害者等、全身性障害者等。なお、全身性障害者等にあつては、肢体不自由の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級に該当するものであつて両上肢及び両下肢の機能の障害を有する者又はこれに準ずると町長が認めた者とする。

(2) 一人で外出に困難のある知的障害者・児、精神障害者及び難病患者等
(事業内容)

第41条 移動支援は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出及び社会通念上適当でない外出を除き、原則として1日の範囲内で用務を終えるものに限る。）の際の移動を支援する。ただし、介護給付等で利用できるサービスは対象としない。

(支給量の上限)

第42条 支給量は、1支給決定者当たり1か月20時間以内とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用者負担額)

第43条 利用者負担額は、定率でサービスの利用に要する費用額の1割とし、上限は定めないものとする。ただし、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の者については、利用者負担額は徴収しない。

(支給決定期間)

第44条 支給決定期間は、支給適用開始日から当該日が属する年度の末日までの期間とする。

(申請)

第45条 移動支援を利用しようとする者又はその保護者は、あらかじめその旨を地域生活支援事業支給申請書(様式第6号)により町長に申請しなければならない。

(支給決定の通知等)

第46条 町長は、移動支援の支給を決定したときは、移動支援支給決定者(以下この章において「支給決定者」という。)に対し、地域生活支援事業支給決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、地域生活支援事業利用者証(様式第8号)を交付するものとする。

2 町長は、支給決定を行わないこととしたときは、前条の規定による申請をした者に対し、地域生活支援事業却下決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(支給決定の変更申請)

第47条 支給決定者は、支給量を変更する必要がある場合は、地域生活支援事業支給変更申請書(様式第10号)により申請することができる。

(支給決定変更の通知)

第48条 町長は、前条の申請又は職権により、支給決定の変更の決定を行ったときは、支給決定者に対し、地域生活支援事業支給変更決定通知書(様式第11号)により通知するとともに、地域生活支援事業利用者証(様式第8号)を交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第49条 町長は、支給決定者が移動支援を受ける必要がなくなつたと認めるときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第12号)により支給決定を取り消すことができる。

(受給者証の再交付)

第50条 受給者証の再交付は、地域生活支援事業利用者証再交付申請書（様式第13号）により行うものとする。

（移動支援事業者との業務契約条件）

第51条 移動支援事業を行うことができる事業者は、松茂町との間で業務契約を締結した事業者とし、業務契約条件は次の条件によるものとする。

- (1) 法における介護給付居宅介護（ホームヘルプ）事業所の徳島県の事業所指定を取得していること。
- (2) 移動支援の提供に当たる従業者の要件は、次の表に掲げる研修の課程を終了し、研修を終了した旨の証明書の交付を受けた者であること。

研修課程等 類型	介護福祉士	障害 1～3級	移動 (視覚)	移動 (全身性)	移動 (知的)	日常生活支援 (全身性)	介護保険の訪問介護員
視覚障害者（児）			○				
全身性障害者（児）				○		○	
知的障害者（児）	○	○			○		○
精神障害者	○	○					○
難病患者等（児）	○	○	○	○			

（移動支援費用額の算定に係る基準）

第52条 費用額の算定に係る単価及び基準は、次の表に定めるとおりとする。

算定時間	30分以下	30分を超え1時間以下	1時間を超え1時間30分以下	1時間30分を超え2時間以下	2時間を超え2時間30分以下	2時間30分を超え3時間以下	3時間を超えた場合
単価	1,500円	2,700円	4,000円	4,800円	5,600円	6,300円	6,300円に3時間を超える30分

							毎に800円 を加算し て得た額
--	--	--	--	--	--	--	------------------------

(利用者証の提示及び利用方法)

第53条 利用者は、移動支援を受けるに当たっては、移動支援事業者に対して利用者証を提示しなければならない。

2 利用者は、移動支援を利用する場合に、移動支援事業者に対し当該負担額を支払わなければならない。

(支給決定者と事業者の契約等)

第54条 移動支援事業者は、支給決定者と移動支援の提供に係る契約を行うものとする。移動支援事業者は、移動支援を提供するときは、契約支給量その他の必要な事項を利用者の受給者証に記載しなければならない。また、移動支援事業者は、移動支援の利用に係る契約をしたときは、地域生活支援事業契約内容（地域生活支援事業受給者証記載事項）報告書を町長に対し遅滞なく提出しなければならない。なお、契約等に係るその他関連事項は、介護給付の取扱いに準ずる。

(費用額の請求及び支払)

第55条 費用額の請求及び受領は、支給決定者の委任により、移動支援事業者が代理して行うこととする。

2 支給決定者から委任を受けた移動支援事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までにサービスの利用に要する費用額から利用者負担額を控除した額を、地域生活支援事業請求書、地域生活支援事業明細書、地域生活支援事業提供実績記録票により町長に請求するものとする。

3 町長は、前項の規定による請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに事業者を支払うものとする。

第11章 地域活動支援センター機能強化事業

(目的)

第56条 地域活動支援センター機能強化事業（以下この章において「事業」という。）は、障害者等の地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障害者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とする。

（対象者）

第57条 事業による支援の対象者は、町内に住所を有する障害者等とする。

（費用の負担）

第58条 事業の利用に要する利用者の負担は、無料とする。

第12章 福祉ホーム運営

（目的）

第59条 福祉ホーム運営事業は、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とする。

（事業内容）

第60条 福祉ホーム運営事業は、家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。）につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、施設の管理、利用者の日常に関する相談、助言、福祉事務所等関係機関との連絡、調整等を行う事業とする。

（助成額）

第61条 助成額は、毎年度徳島県の示す基準単価を基に算出した額とする。

第13章 訪問入浴サービス

（目的）

第62条 訪問入浴サービス（以下この章において「サービス」という。）は、障害者等の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害者等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(事業内容)

第63条 サービスの内容は、看護師又は准看護師若しくは介護職員が、障害者等の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護とする。なお、サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、サービス提供事業者は、速やかに主治医又はあらかじめサービス提供事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(対象者)

第64条 サービスの対象者は、次の各号のいずれにも該当する障害者等で、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく訪問入浴介護を受けることができないものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 医師が入浴可能と認めた者
- (3) 健康上入浴に支障がない者

(支給量の上限)

第65条 サービスによる入浴回数は、週2回までとする。

(利用者負担額)

第66条 利用者負担額は、サービスの利用に要する費用額の1割とし、上限は定めないものとする。ただし、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の者については、利用者負担額は徴収しない。

(支給決定期間)

第67条 支給決定期間は、支給適用開始日から当該日が属する年度の末日までの期間とする。

(申請)

第68条 サービスを利用しようとするときは、地域生活支援事業支給申請書（様式第6号）に訪問入浴サービス利用誓約書（様式第14号）を添付して町長に申請しなければならない。この場合において、町長が必要と認めるときは、訪問入浴サービス利用診断書（様式第15号）を提出するものとする。

(支給決定の通知等)

第69条 町長は、サービスの支給を決定したときは、サービス支給決定者（以下この章において「支給決定者」という。）に対して、地域生活支援事業支給決定通知書（様式第7号）により通知するとともに、地域生活支援事業利用者証（様式第8号）を交付するものとする。

2 町長は、支給決定を行わないこととしたときは、支給決定者に対して、地域生活支援事業却下決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

(支給決定の変更申請)

第70条 支給決定者は、支給量を変更する必要がある場合は、地域生活支援事業支給変更申請書（様式第10号）により申請することができる。

(支給決定変更の通知)

第71条 町長は、前条の申請又は職権により、支給決定の変更の決定を行ったときは、支給決定者に対して、地域生活支援事業支給変更決定通知書（様式第11号）により通知するとともに、利用者証を交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第72条 町長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はサービスを受ける必要がなくなったと認めるときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書（様式第12号）により支給決定を取り消すことができる。

- (1) 入浴により心身に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (2) 第74条各号のいずれかに反する行為があったとき。
- (3) 事業実施上支障のある行為があったとき。
- (4) 死亡、転出又は病院に入院し、若しくは施設に入所したとき。
- (5) その他訪問入浴サービスの必要がなくなったと認められるとき。

(利用者証の再交付)

第73条 利用者証の再交付は、地域生活支援事業利用者証再交付申請書（様式第13号）により行うものとする。

(遵守事項)

第74条 利用者等は、入浴に際して次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 入浴するときは、1人以上の付添人を付け入浴に立ち会うこと。
- (2) 入浴する者は、入浴前に入浴の可否を意思表示し、付添人がこれを確認すること。
- (3) 係員の指示に従うこと。

(利用者証の提示及び利用方法)

第75条 利用者は、サービスを受けるに当たっては、その都度事業者に対して利用者証を提示しなければならない。

- 2 利用者は、サービスを利用する場合に、事業者に対し当該負担額を支払わなければならない。

(支給決定者と事業者の契約等)

第76条 サービスの提供事業者は、支給決定者とサービスの提供に係る契約を締結するものとする。

- 2 サービスの提供事業者は、サービスを提供するときは、契約支給量その他の必要な事項を利用者証に記載しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、契約等に係る関連事項は、介護給付の取扱いに準ずる。

(費用額の請求及び支払)

第77条 請求及び受領は支給決定者の委任により、事業者が代理して行うものとする。

- 2 支給決定者から委任を受けた事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までにサービスの利用に要する費用額から利用者負担額を控除した額を、地域生活支援事業請求書、地域生活支援事業明細書及び地域生活支援事業提供実績記録票により町長に請求するものとする。
- 3 町長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに事業者を支払うものとする。

第14章 生活訓練等

(事業内容)

第78条 生活訓練等は、障害者等に対して、日常生活上必要な訓練、指導等を行う事業とする。

第15章 福祉機器リサイクル

(事業内容)

第79条 福祉機器リサイクルは、不要になった福祉機器について、これを必要とする他の者等にあっせんする事業とする。

第16章 日中一時支援

(目的)

第80条 日中一時支援は、障害者等の日中における活動の場を確保し、若しくは障害者等の家族の就労支援を行い、又は障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することを目的とする。

(対象者)

第81条 日中一時支援の対象者は、日中において監護する者がいないため、一時的に見守り等の支援が必要と町長が認めた障害者等とする。

(事業内容)

第82条 日中一時支援は、日中、短期入所（ショートステイ）事業所等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他松茂町が認めた支援を行う事業とする。

2 日中一時支援を利用している時間は、ホームヘルプサービスその他の障害福祉サービス等を利用できない。

(支給量の上限)

第83条 支給量は、1支給決定者当たり1か月3日間とする。ただし、町長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用者負担額)

第84条 利用者負担額は、サービスの利用に要する費用額の1割とし、上限額は定めのないものとする。ただし、町民税非課税世帯及び生活保護世帯の者に

については、利用者負担額は徴収しない。

(支給決定期間)

第85条 支給決定期間は、支給適用開始日から当該日が属する年度の末日までの期間とする。

(申請)

第86条 日中一時支援を利用しようとする者又は保護者は、あらかじめその旨を地域生活支援事業支給申請書(様式第6号)により町長に申請しなければならない。

(支給決定の通知等)

第87条 町長は、日中一時支援の支給を決定したときは、日中一時支援支給決定者(以下この章において「支給決定者」という。)に対して、地域生活支援事業支給決定通知書(様式第7号)により通知するとともに、地域生活支援事業利用者証(様式第8号)を交付するものとする。

2 町長は、支給決定を行わないこととしたときは、前条の規定による申請をした者に対して、地域生活支援事業却下決定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(支給決定の変更申請)

第88条 支給決定者は、支給量を変更する必要がある場合は、地域生活支援事業支給変更申請書(様式第10号)により申請することができる。

(支給決定変更の通知)

第89条 町長は、前条の規定による申請又は職権により、支給決定の変更の決定を行ったときは、支給決定者に対して、地域生活支援事業支給変更決定通知書(様式第11号)により通知するとともに、利用者証を交付するものとする。

(支給決定の取消し)

第90条 町長は、支給決定者が日中一時支援を受ける必要がなくなったと認めるときは、地域生活支援事業支給決定取消通知書(様式第12号)により支給

決定を取り消すことができる。

(利用者証の再交付)

第91条 利用者証の再交付は、地域生活支援事業利用者証再交付申請書（様式第13号）により行うものとする。

(日中一時支援事業者との業務契約条件)

第92条 日中一時支援を行うことができる事業者は、松茂町との間で業務契約を締結した事業者とし、業務契約条件は、次の条件によるものとする。

- (1) 法における短期入所事業又は通所事業の徳島県の事業所指定を取得していること。
- (2) 事業所の形態は、日中一時支援単独型事業所では行うことができないこと。
- (3) 事業実施に当たっては必要なスペースの確保ができていないこと。
- (4) 利用定員は、前号の事業実施に必要なスペースを基準に、松茂町が障害者等に対する支援を適切に行うことができるものと判断した人員とすること。

(日中一時支援費用額の算定に係る基準)

第93条 費用額の算定に係る単価及び基準は、次の表のとおりとする。

サービスの類型	日中基本			日中重心医療機関		
	4時間以下	4時間を超え8時間以下	8時間を超える場合	4時間以下	4時間を超え8時間以下	8時間を超える場合
単価	1,500円	3,100円	4,700円	4,800円	9,700円	14,500円

(利用者証の提示及び利用方法)

第94条 利用者は、日中一時支援を受けるに当たっては、その都度事業者に対して利用者証を提示しなければならない。

- 2 利用者は、日中一時支援を利用する場合に、事業者に対し当該負担額を支払わなければならない。

(支給決定者と事業者の契約等)

第95条 日中一時支援事業者は支給決定者と日中一時支援事業の提供に係る契約を行うものとする。

2 日中一時支援事業者は、日中一時支援事業を提供するときは、契約支給量その他の必要な事項を利用者証に記載しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、契約等に係る関連事項は、介護給付の取扱いに準ずる。

(費用額の請求及び支払)

第96条 請求及び受領は、支給決定者の委任により、事業者が代理して行うものとする。

2 支給決定者から委任を受けた事業者は、サービスを提供した月の翌月10日までにサービスの利用に要する費用額から利用者負担額を控除した額を、地域生活支援事業請求書、地域生活支援事業明細書及び地域生活支援事業提供実績記録票により町長に請求するものとする。

3 町長は、前項の請求があったときは、当該請求額をその月の末日までに事業者を支払うものとする。

第17章 レクリエーション活動等支援

(目的及び事業内容)

第97条 レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者等がスポーツに触れる機会を提供するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障害者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。

(委託)

第98条 町長は、前条の規定により実施する事業の全部又は一部を障害者福祉関係団体等に委託することができる。

第18章 文化芸術活動振興

(目的及び事業内容)

第99条 文化芸術活動振興は、障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭等文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備及び必要な支援を行う事業とする。

第19章 点字・声の広報発行

(目的及び事業内容)

第100条 点字・声の広報発行は、文字による情報入手が困難な障害者等のため、点訳、音声訳その他障害者等に分かりやすい方法により、町広報紙、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報その他障害者等が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する事業とする。

第20章 奉仕員養成研修

(事業内容)

第101条 奉仕員養成研修は、点訳又は朗読に必要な技術等を習得した点訳奉仕員、朗読奉仕員等を養成研修する事業とする。なお、町長は養成研修を終了した者（これと同等の能力を有する者を含む。）について本人の承諾を得て奉仕員としての登録を行い、これを証明する証票を交付することとする。また、活動ができなくなった奉仕員については、証票を返還させ、登録を抹消することとする。

第21章 自動車運転免許取得費助成

(目的)

第102条 自動車運転免許取得費助成事業は、町内に居住する身体障害者（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の規定による身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。）及び知的障害者（療育手帳について（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）による療育手帳の交付を受けた者をいう。以下同じ。）が、自動車運転免許（道路交通法（昭和35年法律第105号）による普通免許に限る。以下同じ。）を取得する場合に、そ

の取得に要する経費の一部を助成することにより、障害者の就労等社会活動への参加を促し、自立更生の促進を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

第103条 助成の対象者は、町内に居住する身体障害者福祉法施行規則第5条第3項の規定による障害等級おおむね4級以上の身体障害者及び知的障害者で、次の各号のいずれかに該当するものであって自動車運転免許を取得したものであるとする。

- (1) 自動車運転免許の取得により就労が見込まれる等社会活動への参加に効果があると認められる者
- (2) 身体障害者及び知的障害者が自ら行う事業の経営に自動車運転免許が必要と認められる者
- (3) 障害のため交通機関を利用して通勤し、又は通学することが著しく困難であるため自動車による通勤又は通学が必要な者

(助成額)

第104条 助成の額は、自動車運転免許取得のために要した費用とする。ただし、助成限度額は、2万円とする。

(交付申請)

第105条 助成金の交付を受けようとする者は、自動車運転免許を取得した年度の3月31日までに自動車運転免許取得費助成交付申請書(様式第16号)に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し
- (2) 運転免許証の取得に要した経費を証する書類の写し

(交付決定及び確定)

第106条 町長は、申請の内容を審査し、適当と認めたときは自動車運転免許取得費助成決定通知書(様式第17号)により、不適当と認めたときは自動車運転免許取得費助成却下通知書(様式第18号)により通知しなければならない。

(助成金の支払)

第107条 町長は、第105条の自動車運転免許取得費助成交付申請書を受理した後に助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第108条 町長は、助成対象者が助成金を虚偽その他不正の手段により申請を行い、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

第22章 自動車改造費助成

(目的)

第109条 自動車改造費助成事業（以下この章において「助成事業」という。）は、町内に居住する身体障害者が、就労等に伴い自動車を取得する場合に、その自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第110条 この章において「自動車」とは、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車又は軽自動車で四輪以上のものをいう。

(助成対象者)

第111条 助成事業による助成金を交付する対象者は、改造助成を行う月の属する年の前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後の額）が当該月の特別障害者手当の所得制限額を超えない者で、重度の上肢、下肢又は体幹機能障害者で、就労等に伴い自ら所有し、運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある者であって、町内に居住するものとする。

(助成対象経費)

第112条 助成事業による助成金対象となる経費は、自動車の操向装置、駆動装置等の改造に要する経費とする。

2 助成の限度額は、100,000円とする。

(申請)

第113条 自動車改造費の助成の交付を受けようとする者は、助成金交付申請書
(様式第19号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施計画書（別紙1）
- (2) 業者の自動車改造見積書
- (3) 自動車運転免許証写し
- (4) 前年の所得税課税所得金額（各種所得控除後）を証明できる書類
（助成の交付条件）

第114条 町長は、助成金の交付の決定をする場合においては、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- (1) 助成事業に要する経費の配分の変更をする場合においては、町長の承認を受けるべきこと。
- (2) 助成事業の内容の変更をする場合においては、町長の承認を受けるべきこと。
- (3) 助成事業を中止し、又は廃止する場合においては、町長の承認を受けるべきこと。
- (4) 助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに町長に報告して、その指示を受けるべきこと。

2 前項各号の規定による町長の承認を受けようとするときは、助成事業変更承認申請書（様式第20号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 変更後事業実施計画書（別紙2）
- (2) 業者の自動車改造見積書

3 申請者は、第1項第3号に規定する町長への承認申請及び同項第4号の規定による町長への報告をしようとするときは、その理由及び助成事業の遂行の状況を記載した書類を町長に提出しなければならない。

（実績報告書等）

第115条 助成事業により助成金の交付を受けた場合の実績報告は、次によるものとする。

(1) 申請者は、自動車の改造が完了したときは、実績報告書（様式第21号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

ア 事業実績書（別紙3）

イ 業者の自動車改造請求書

ウ 改造箇所を証明する写真

(2) 実績報告は、助成事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

（助成金の額の確定等）

第116条 町長は、前条の規定による報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、自動車改造費助成交付決定通知書（様式第22号）により、不適合と認めたときは、自動車改造費助成交付却下通知書（様式第23号）により通知をしなければならない。

（助成金の支払）

第117条 助成金の請求及び受領は、申請者の委任により、改造事業者が代理して行うものとする。

2 申請者から委任を受けた改造事業者は、事業完了後速やかに町長に請求するものとする。

（帳簿の整備）

第118条 町長は、助成金の交付状況を記録するため、自動車改造費助成簿（様式第24号）を備えるものとする。

第23章 成年後見制度普及啓発

(目的)

第119条 成年後見制度普及啓発は、成年後見制度の利用を促進することにより、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

(事業内容)

第120条 成年後見制度普及啓発は、成年後見制度の利用促進のための普及啓発を行う事業とする。

第24章 障害程度区分認定等事務

(目的)

第121条 障害程度区分認定等事務は、障害福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障害程度区分認定等事務の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(事業内容)

第122条 障害程度区分認定等事務の事業内容は、次のとおりとする。

(1) 障害程度区分認定調査

法第20条第2項の規定に基づき、障害程度区分の認定等のために調査を実施する。ただし、指定一般相談事業者等に委託をする場合、調査に要する経費は1件当たり6,800円とする。

(2) 医師意見書作成

法第21条第1項の規定に基づき、障害程度区分の認定に係る審査会での審査及び判定に当たって、医師に意見書の作成を依頼する。

(3) 審査会の運営

法第15条の規定に基づき、町審査会を設置する事務、法第21条第1項の規定に基づき、障害程度区分に関して町審査会で審査及び判定を実施する事務並びに法第22条の規定に基づき、町が支給要否決定に当たって意見を聴くために町審査会を開催する事務は、松茂町、北島町、藍住町、板野町及び上板町が共同して設置する「板野郡障害程度区分認定審査会」において行うものとする。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年要綱第7号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。